

事業分野

我が国産業の 国際的事業展開の支援

課題 5-1
開発途上国における日本企業の
事業機会の創出

課題 5-2 日本企業のニーズを反映した開発途上国における経済・社会インフラ整備および投資関連諸制度の整備支援

課題 5-3
日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成

課題 5-4
開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2002年3月策定)では、(1)我が国は他の主要先進国と比べ「投資後進国」の状況にあり、国内産業の空洞化に留意しつつも、日本企業が国際競争に対応するために行う海外直接投資を支援することが我が国の産業構造高度化を図る観点からも必要、また、(2)「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」との原則の下、民間金融機関のみでは対応困難なリスクの高い分野・案件に貸付業務を限定しつつも、開発途上国との緊密な関係に基づく各種投資環境整備等を通じた間接的支援を行うことが必要、更に、(3)日本企業の事業展開の制約要因の一つであるデフレ問題に対処するため、民間金融機関の業務を補完し、日本企業に対する円滑な資金供給を確保することが重要、との認識のもと、我が国産業の国際的事業展開の支援に向けた以下4つの課題を設定しています。

- 開発途上国における日本企業の事業機会の創出 (課題 5-1)
- 日本企業のニーズを反映した開発途上国における経済・社会インフラ整備および投資関連諸制度の整備支援 (課題 5-2)
- 日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成 (課題 5-3)
- 開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応 (課題 5-4)

上記課題へ取り組むにあたり、平成16年度年間事業計画(2004年3月策定)では、業務戦略の基本認識の補足として、「日本・ASEAN行動計画」(2003年12月)において、経済連携・地域金融協力等が我が国とASEAN諸国共通の政策課題として掲げられると共に、ASEAN加盟国で本行の投資金融の供与等を通して日本企業の投資活動を促進することが期待されているなど、本行の豊富な情報、政府・他機関とのネットワーク、支援実績、交渉力等を活かしつつ、公的機関としての役割を果たし、開発途上国における日本企業の事業展開を支援することが求められていることを重視しています。

平成 16 年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、4つの課題のうち、2つが「適切(A)」、2つが「概ね適切(B)」との評価結果となりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下の通りです。

開発途上国における日本企業の事業機会の創出（課題 5-1）

評価 A

開発途上国政府機関・地場企業等に対する新規与信の実績はありませんでした。また、プロジェクト・ファイナンス手法等を用いた案件の割合も計画値をやや下回ったものの、具体的な実績として、日本企業が参画したアラブ首長国連邦での発電・淡水化事業、フィリピンでの既設 IPP(独立系発電事業者)の事業権益取得など大型インフラ案件に対し、プロジェクト・ファイナンス手法で新規与信する等、本行のリスクテイク機能を活用して積極的な支援を行いました(なお、本行が支援したメキシコの IPP 案件は業界誌にて「ディール・オブ・ザ・イヤー賞」(中南米地域の電力部門)を受賞しました)。また、こうした取り組み以外にも、日本の投資促進等を目的とした業務協力協定をカザフスタンのカズムナイガス社等と締結するなど、日本企業の事業機会創出、拡大に繋がる間接的支援や枠組み整備に向けた取り組みがなされたと評価されます。

日本企業のニーズを反映した開発途上国政府による経済・社会インフラ整備及び投資関連諸制度の整備支援（課題 5-2）

評価 B

経済・社会インフラ整備では、「日本・ASEAN 行動計画」や「日越共同イニシアティブ」等に則ったインフラ整備支援に加え、「東アジアのインフラ整備に向けた新たな枠組み」に関する調査報告を通じた各国関係者の意識喚起にも努めました。日本企業のニーズを踏まえたインフラ整備案件支援については、ロシアの通信インフラ、オマーンの高速道路案件などの実績を挙げたものの計画を下回りました。また、投資関連諸制度の整備支援についても、インドネシアの電力部門改革や、カンボジアとラオスへの投資環境改善等に関して日本企業など民間投資家のニーズを踏まえた提言を実施しましたが、実績は計画を下回りました。業務戦略評価でも指摘のとおり、今後、日本企業のニーズを一層踏まえた経済社会インフラ整備や開発途上国の投資環境等諸制度の改善を支援することが必要です。

日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成（課題 5-3）

評価 A

ベトナムの地場中小企業向けやインドネシア進出日系企業向けなど、仲介金融機関を通じたツーステップローン供与を実現したほか、マレーシアの地場産業競争力強化のための調査・フィードバックを実施するなど、多様なアプローチにより、日本企業のニーズを踏まえつつ、アジアを中心に地場裾野産業育成に取り組んだものと評価されます。

開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応（課題 5-4）

評価 B

本課題は日本企業の事業活動等に悪影響を及ぼすアジア通貨危機のような信用収縮等を念頭に置いたものですが、2004年度はアジア地域のマクロ経済が全般に堅調に推移したこと等を反映し、現地日系企業の業況を一定数ヒアリングした国数は計画を下回りました。但し、業務戦略評価でも指摘のとおり、今後とも、信用収縮等への機動的対応を可能とする備えは重要であり、現地日系企業の業況等、实体经济の状況把握に努める必要があります。

課題 5-1

開発途上国における日本企業の事業機会の創出

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
多様なリスク対応策による与信対象の拡大及び円滑なファイナンス組成の推進	(指標1) 新規与信を実現した開発途上国政府機関、地場企業・地場金融機関の数	4	2	4	4	0
	(指標2) 一般投資金融、海外日系企業が利用可能なアンタイドローンのうち、ストラクチャード・ファイナンスやプロジェクトファイナンス等の手法により新規与信を実現した出融資保証承諾案件数の割合	3%	8%	5%	12%	9%
リスク負担軽減等のための国際機関・他国公的機関との協調の推進	(指標3) モニタリング指標 国際機関・他国公的機関との協調融資を行った出融資保証承諾案件数	1	2	6		8
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

多様なリスク対応策による与信対象の拡大、および円滑なファイナンス組成の推進

- ・ (指標1)は実績がなく、計画値に達しませんでした(理由としては、案件進捗遅延に伴う資金需要の後ろ倒し、内談取り下げ等)。
- ・ (指標2)の実績は計画値を若干下回りましたが、該当案件数は2003年度と比べ増加となりました(5件11件)。内容的にも、本行初となるアラブ首長国連邦・アブダビ首長国でのIWPP(注1)事業やフィリピンでの既設IPP(注2)事業の権益取得へのプロジェクトファイナンス供与など、本行のリスクテイク機能を十分活用しつつ、日本企業の海外事業参画を積極的に支援しました。また、メキシコの民活型発電事業では、本行が保証供与によりポリティカル・リスクを取ることを通じて民間金融機関の協調融資参加を円滑化し、迅速に案件を実現したところ(内談受付から約4ヶ月で関連諸契約書に合意)、借入人から高い評価を得たほか、国際的に権威ある「プロジェクトファイナンス・マガジン」誌からも「ディール・オブ・ザ・イヤー賞」(中南米地域の電力部門)を受賞しました。
- ・ なお、ストラクチャード・ファイナンス等の手法を伴わない通常案件においても、民間金融機関では対応が難しい海外におけるポリティカル・リスクの一部引き受け(ポリティカル・リスク・デファール)(注3)といった手法を用い、日本企業の海外進出を支援しました。

(注1) IWPP(Independent Water and Power Producer): 自前で発電・淡水化設備を建設・運営し、電力・水を販売する独立系発電・淡水化事業者のこと。

(注2) IPP(Independent Power Producer): 自前で発電設備を建設・運営し、電力を電力会社に売る独立系発電事業者のこと。

(注3) ポリティカル・リスク・デファール: 借入人所在国政府による外貨交換・送金規制により借入人が債務を弁済できない場合、当該規制が解除されるまで(但し、最終期限を猶予期限とする)借入人に対して期限の喪失および保証人に対し保証債務履行の請求を行わない措置。

< 事例紹介 > CBK 発電プロジェクトへのプロジェクトファイナンス供与（フィリピン）

本件は、日本の電力事業者と総合商社が共同出資法人を通じ、フィリピンでの CBK 発電プロジェクトの事業権益を取得し事業参画するための資金を、本行と民間金融機関が協調しつつ、プロジェクトファイナンスにて供与したものです。近年、欧米等 IPP ディベロッパーの海外事業縮小に伴い海外 IPP の権益取得商談が増加している中、本件融資は、こうしたブラウンフィールド案件（注：既存案件の拡張・買収等を行う案件のこと）へのプロジェクトファイナンスを供与した本行初のケースであり、日本企業の海外 IPP 事業における新たなビジネスチャンス獲得への支援となるとともに、高い技術力を有する日本企業が事業に参画することを通じ、フィリピンの安定的な電力供給への貢献に繋がることが期待されます。

リスク負担軽減等のための国際機関・他国公的機関との協調の推進

- ・（指標 3）の実績は過去 3 年間の平均をやや上回りました。具体的には、アジア開発銀行やフランス経済協力開発振興公社との協調によるアジア ESCO（注 4）ファンドへの出資や、アラブ首長国連邦向け案件でのドイツ復興金融公庫との協調融資等を行いました。

（注 4）ESCO とは、Energy Service Company の略です。「ESCO 事業」とは、顧客（工場・ビル・ホテル等）に対し設備改善によるエネルギー効率化サービスを提供、効率化を保証し、顧客の光熱費削減分から収益を受け取る事業。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・ 投資金融によって、引き続き、開発途上国における日本企業のマーケット拡大に資する案件を支援しました。特に、日本企業のアジアにおける生産体制の拡充・再編が進む中、ASEAN 諸国における日本企業の投資活動促進へ本行投資金融を活用すること等が謳われた、「日本・ASEAN 行動計画」の趣旨等を踏まえつつ、インドネシア、タイ、ベトナム等において日本企業の海外投資案件を迅速に支援しました。
- ・ 直接的な資金供与やリスク補完のほか、海外投資環境に関する情報提供や投融資の相談を通じて、日本企業の海外進出を積極的に支援しました。例えば、太田商工会議所を事務局とする「太田-国際銀ものづくり支援懇談会」（群馬県太田市）に協力して投融資に関する相談や情報提供を行う等、協力のあり方の多様化・革新を図りつつ、既に海外進出済若しくは進出検討中の地方企業への支援を強化しました。
- ・ 日本企業の事業機会の拡大に繋がるような枠組み整備の一環として、中央アジア諸国において当該国政府系機関と業務協力協定を締結し、日本からの投資促進等を目的としたプロジェクトや業務戦略等の情報交換及び相互連携を強化しました（相手先としては、アゼルバイジャン国際銀行、カズムナイガス社（カザフスタンの国営石油・ガス会社）等）。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」においても、グローバルな最適生産・分業体制の構築及び成長市場等でのマーケット維持・拡大といった、日本企業の国際的事業展開を支援していくためには、海外分野における民間金融機能の状況も踏まえながら、これらの事業に付随する海外リスクのコントロール・引き受けに引き続き努める必要があるとともに、環境社会配慮等の投資先国との調和的關係構築にも一層留意しつつ、日本企業のグローバルな事業展開を支援することが必要、と指摘しており、これらは、2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005年度からの業務戦略

- 課題 「開発途上国における日本企業の円滑かつ国際調和的な事業展開支援」
取り組み例 「多様なリスク対応策による円滑なファイナンス組成の推進」
「日本企業の国際市場拡大への取り組み支援」
「開発途上国における日本企業の調和的な事業展開支援」
「開発途上国において事業を行う日本企業による環境配慮・改善に対する支援強化」

課題 5-2

日本企業のニーズを反映した開発途上国における経済・社会インフラ整備
及び投資関連諸制度の整備支援

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
開発途上国の経済・社会 インフラ整備の推進	(指標1) 開発途上国の経済・社会インフラ整備 案件に対する出融資保証承諾案件 数	14	11	26	32	16
	(指標2) 上記取り組み(本行の開発途上国に おける経済・社会インフラ整備案件 への取り組み)に対する現地日系企 業のニーズの把握とその結果を踏ま えた対応(注:2002年度にアンケート調 査実施)					
開発途上国における円滑 な事業運営のための諸 制度の整備・改善の推進	(指標3) 外資受入政策等の投資環境の改善 に関する提言数	3	14	33	18	12
	(指標4) 上記取り組み(外資受入政策等の投 資環境の改善に関する提言)に対す るニーズの把握とその結果を踏ま えた対応(注:2002年度にアンケート調 査実施)					
評価結果			B	A	B	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
-: 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発途上国の経済・社会インフラ整備の推進

- ・ (指標1)の実績は計画値を下回りましたが、これは借入国側の経済金融情勢の変化、資金需要の時期が遅れたこと等の理由によるものです。具体的な実績としては、ロシアの通信インフラ、オマーンの高速道路、インドネシアの送電・発電所や既存発電設備改修といった案件等が挙げられます。なお、現時点での日本企業ニーズを主眼に置いたこれらの取り組みに加え、日本企業の将来的な投資促進に繋げるべく、「日本・ASEAN 行動計画」を踏まえてカンボジアの通信インフラやラオスの送電線建設・変電所増強等のインフラ整備案件や、「日越共同イニシアティブ」に則ってベトナムの国際港開発案件等に対しても支援を実施しました。
- ・ このほか、2003年に開始した世界銀行、アジア開発銀行との「東アジアのインフラ整備に向けた新たな枠組み」に関する共同調査を完了して調査結果を発表し、政策決定者や開発パートナーの間でのインフラの役割についての対話を促しました。同調査では、東アジアで経済・社会インフラ整備が経済成長と貧困削減に貢献したことを改めて示しつつ、今後2006年～2010年の同地域のインフラ整備資金需要を1兆ドル以上と推計し、また、日本企業を含む様々な関係者との協議・インタビューを通じてインフラ整備への課題を多面的に整理しました。

＜事例紹介＞ 老朽化した発電設備改修等を目的とした日本からの輸出を包括的に支援するクレジットラインの設定(インドネシア)

インドネシアは、安定的な経済成長を支える国内外投資促進のために投資環境を整備する上で、安定的な電力供給確保を必要としています。同国における電力需要の伸びは著しく、首都ジャカルタを含むジャワ・バリ系統では、2010年までに年平均6.8%の伸び率が見込まれ、深刻な電力不足に陥ることが懸念されています。このような状況のもと、本クレジットラインの資金は、その資金が同国にて必要性の高い、老朽化した既存発電設備の改修等のために日本から輸出される発電設備の購入資金として利用され、インドネシアにおける電力の安定供給確保に貢献するとともに、同国に多数進出している日本企業の現地における事業活動やビジネス機会拡大を支援しています。

開発途上国における円滑な事業運営のための諸制度の整備・改善の推進

- ・ (指標3)の実績は計画値を下回りましたが、これは、相手国政府の経済政策策定が予定よりも遅れたために提言を必要とする状況になかったことや、事前調査を前提に提言を予定していたものの現地事情に合わなくなり取り止めたものがあったこと等の理由によるものです。具体的な実績の例としては、フィリピンのエネルギー部門やインドネシアの電力部門の改革について、民間投資家の意向を踏まえた提言を相手国政府に対して行ったほか、メコン地域への投資促進協力を謳った「日本・ASEAN 行動計画」(2003年12月)を踏まえ、国連貿易開発会議(UNCTAD)と共に、カンボジアとラオスに対し、海外直接投資促進に必要な関係法令の整備、情報提供機能の強化、機構・組織の改善等に関する提言書(通称 Blue Book)を作成・手交しました。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ 中国税務当局と本行融資先企業との協議に際し、本行が当該企業の要請を受け本行融資の租税条約上の扱い等につき説明し、融資先企業に適正な税務上の措置が与えられるよう要請する等、本行融資利用企業の負担軽減や円滑な事業展開のため現地政府と積極的な対話を行いました。
- ・ アフリカ地域での貧困削減戦略実施・推進に加え、日本企業のアフリカ諸国向け貿易・投資拡大に資する投資環境整備等、経済・制度改革の設計・推進のための対話を促進すべく、アフリカ開発銀行と業務協力協定を締結し、今後へ向けた連携を強化しました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への概ね適切な取り組みがなされたものと評価されます。本課題の評価からは、今後、特に経済社会インフラ整備に対する日本企業からのニーズ把握により一層努める必要があると考えられます。また、開発途上国の諸制度整備・改善の一環としての投資環境改善への提言について、相手国側事情やニーズ等に見合った方法を工夫する等、より効果的な取り組みの推進が必要と考えられます。
- ・ なお、「平成14～16年度業務戦略評価報告書」においても、開発途上国における日本企業の国際事業展開の前提となる基盤整備を経済・社会インフラ等ハード面と諸制度等ソフト面との両面で支援することが、今後とも引き続き必要であると指摘しており、これは、下記(参考)のとおり、2005年度からの業務戦略の2つの課題に反映されています。

(参考)2005年度からの業務戦略 (取り組み例については、本課題の評価結果に関連するもののみをあげています)

- 課題 「開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備支援」
取り組み例 「開発途上国の経済・社会インフラ整備の推進」
- 課題 「開発途上国における日本企業の事業運営に必要な諸制度の整備・改善支援」
取り組み例 「開発途上国における投資・事業環境整備に向けた制度面の改善推進」

課題 5-3

日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
地場裾野産業育成のための現地企業(日系企業含む)向け支援の積極化	(指標1) 開発途上国の現地企業(日系企業含む)育成を目的とした TSL 案件数	7	17	8	8	12
	(指標2) モニタリング指標 既承諾 TSL(開発途上国の現地企業(日系企業含む)育成を目的とした TSL)を利用した現地企業数	63	965	156		285
評価結果			A	B	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

地場裾野産業育成のための現地企業(日系企業含む)向け支援の積極化

- ・ (指標1)の実績は計画値を上回り、例えば、ベトナムでは地場中小企業向け、ブラジル、タイ、中国では現地日系企業向けツーステップローンを供与しました。また、インドネシアでは、小口化・オフバランス化が可能ゆえ利便性が高いリーススキームを活用した現地日系企業向けツーステップローンを実現しました。

<事例紹介> 市場経済移行国における中小企業支援事業へのツーステップローン (ベトナム)

ベトナムでは、WTO加盟を視野に国営企業改革や民間部門育成が推進される中、民間企業数が増加しており、特に民間企業の95%以上を占める中小企業は経済の牽引役として期待されています。しかし、民間企業の取り扱いが国営企業と比べ依然不平等との課題も指摘されており、特に、設備投資に必要な中長期資金への民間中小企業によるアクセスが困難との点は、企業側(会計情報の不備等)、金融機関側(中長期資金調達能力の不足・審査能力の不備等)各々の問題も合わせ、民間セクター発展の障害となっていました。そこで本行は、1999年度に続き第2期となる本事業へのツーステップローン供与により、参加金融機関を通じた中小企業への中長期資金供給による資金アクセス改善を図るとともに、参加金融機関の中小企業金融に係る能力強化への支援を拡充し、ベトナムの事情を踏まえた地場裾野産業育成を支援しました。こうした支援は、裾野産業の育成等を掲げる「日越共同イニシアティブ」に則った取り組みであり、ベトナムへ進出する日本企業等、現地進出企業の部材現地調達ニーズにも応えるものです。

- ・ (指標2)の実績は、2002年度の特異要因(同年度に調印したツーステップローンの利用企業数が多数に上ったこと)による影響を除くと、例年並以上の水準を達成したものと判断されます。
- ・ なお、ツーステップローン以外でも、地場裾野産業の育成に資する以下のような取り組みを行いました。
 - 引き続き、中小企業を含む日本の部品メーカーの開発途上国での生産体制確立・拡充に対する支援を個別融資の形で実施しました。

- 加えて、マレーシアにおいて、日系企業のニーズを踏まえた地場産業の競争力強化を念頭に、地場裾野産業育成・強化の方向性にかかる調査を実施し、現地政府・日系企業関係者・地場企業へのフィードバックを行う等、非金融的側面からの地場裾野産業支援も行いました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」では、開発途上国における日本企業の国際事業展開の前提となる基盤整備を支援することが、今後とも引き続き必要であり、特に未発達な現地裾野産業が円滑な事業運営上の懸念材料となるケースにおいては、ツーステップローン等を通じた裾野産業育成への支援をより強化する必要があると指摘しており、これらは、2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略(取り組み例については、本課題の評価結果に関連するもののみをあげています)

- 課題 「開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備支援」
取り組み例 「開発途上国の裾野産業育成・日本企業の地場取引安定化に対する支援」

課題 5-4

開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
信用収縮等への機動的対応のための現地日系企業の業況把握の充実	(指標1) 現地日系企業の業況ヒアリングの実施対象国数	n.a.	10	7	24	13
評価結果			A	B	B	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。

- : 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

信用収縮等への機動的対応のための現地日系企業の業況把握の充実

- ・ (指標1)の実績は計画値を下回りましたが、主な理由としては、本指標は信用収縮等への機動的対応を念頭に置いているところ、アジア地域のマクロ経済が全般に堅調であったこと等を反映して業況ヒアリングの必要性が乏しかったことが挙げられます。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ 2004年12月のスマトラ沖地震・インド洋津波災害の際には、その後にパリクラブ(注)において、インドネシア等津波被災国への支援措置として債務返済に係る支払猶予を決定したこともあり、被災国の経済情勢の急激な変化には至らなかったものの、被災地の現地事情調査に加え、現地進出日系企業への影響等についても現地法人や日本国内の親会社経由で適宜状況をフォローする等、迅速な対応に努めました。

(注) パリクラブ:パリで開かれる主要債権国会議のこと。特定債務国の公的債務救済を協議します。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への概ね適切な取り組みがなされたものと評価されます。2004年度には、開発途上国の経済情勢等に大きな環境変化は顕在化しませんでした。今後とも、信用収縮等への機動的対応を可能とする備えは重要であり、現地日系企業の業況等、实体经济の状況把握に努める必要があると考えられます。
- ・ なお、「平成14～16年度業務戦略評価報告書」においても、同期間中のアジアの経済・金融情勢の改善を主要因として、現地日系企業の業況ヒアリングに関する指標の実績が低下したと分析していますが、2005年度からの業務戦略では、引き続き、開発途上国の経済情勢の変化等に機動的に対応することの重要性を認識の上、現地日系企業の業況把握等を常時行っていくことが必要としています。

(参考)2005年度からの業務戦略(取り組み例については、本課題の評価結果に関連するもののみをあげています)

- 課題 「開発途上国における日本企業の事業運営に必要な諸制度の整備・改善支援」
取り組み例 「開発途上国における事業環境変化への機動的対応・業況把握の拡充」